官告第号

官告事項

北海道開発局公示

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局網走開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年4月20日

北海道開発局長　関　　克己

1　河川の名称　網走川水系網走川
2　廃川敷地等が生じた年月日　平成22年4月20日
3　廃川敷地等の位置　北海道網走市新町1丁目11番32地先から同町1丁目145番地先まで（右岸）
4　廃川敷地等の種類及び数量　土地　1,056.88平方メートル

公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成22年（フ）第25号

北海道北見市東相内町164番地39
債務者　熊倉玉子こと井本玉子こと　朴　　玉子
1　決定年月日時　平成22年4月6日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年5月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成22年（フ）第26号

北海道網走郡美幌町字大通南2丁目23番地
債務者　横関　幸子
1　決定年月日時　平成22年4月6日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年5月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成22年（フ）第26号

青森県三沢市大字三沢字前平30番地198号
債務者　小島　裕子
1　決定年月日時　平成22年4月7日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年5月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成22年（フ）第27号

青森県三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平1番地1044
債務者　柿本　　勉
1　決定年月日時　平成22年4月7日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年5月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成22年（フ）第28号

青森県三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平1番地1044
債務者　柿本　真樹
1　決定年月日時　平成22年4月7日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年5月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成22年（フ）第29号

青森県三沢市美野原2丁目10番地2号　サン・パレス1－B
債務者　髙橋　　瞳
1　決定年月日時　平成22年4月7日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年5月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成22年（フ）第766号

名古屋市中村区草薙町1丁目111番地　NOVA中村公園101号
債務者　木村　　靖
1　決定年月日時　平成22年4月6日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年5月31日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

平成22年（フ）第791号

名古屋市西区栄生3－2－6　Hermes villa201号室、住民票上の住所愛知県豊橋市老津町字池上29番地
債務者　平河　健吉
1　決定年月日時　平成22年4月6日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年5月31日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

平成22年（フ）第183号

愛知県安城市横山町下管池65番地1　サン・コーポラス下管池7―101
債務者　今池　康二
1　決定年月日時　平成22年4月6日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年5月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成22年（フ）第11号

滋賀県米原市多和田1157番地
債務者　北川　良子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年4月7日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年5月31日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成22年（フ）第15号

滋賀県米原市三吉1083番地5
債務者　山本　初美
1　決定年月日時　平成22年4月7日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年5月31日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成22年（フ）第16号

滋賀県長浜市木之本町木之本1581番地
債務者　坂本　幸多
1　決定年月日時　平成22年4月7日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年5月31日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成22年（フ）第6号

北海道稚内市港4丁目7番25号　オレンジコートNo．2―202
債務者　大橋　義博
1　決定年月日時　平成22年4月6日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年6月1日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成22年（フ）第174号

盛岡市北山1丁目5番32号　北山ハイツ201号
債務者　都鳥　辰雄
1　決定年月日時　平成22年4月6日午後1時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年6月1日まで
盛岡地方裁判所第2民事部